

お知らせ

区役所 (地域力推進室、区民部、福祉部、保健部)
〒600-8588 下京区西洞院通塩小路 上る ☎371-7101

税

固定資産税・都市計画税第4期分の納期限は、2月28日です
納期限を過ぎると、延滞金がかかります。ただし、算出された延滞金額が1,000円未満の場合はかかりません。市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

課税内容
土地家屋…固定資産税課(☎371-7197)
償却資産…市資産税課(☎213-5214)

納付相談
土地家屋…納税課(☎371-7199)
償却資産…市納税推進課(☎213-5468)

口座振替
市納税推進課(☎213-5466)

福祉

児童扶養手当・特別児童扶養手当について
○児童扶養手当 父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)に支給。ただし、昭和60年8月1日から平成10年4月1日の間に支給要件に該当された方は請求できません(父子家庭の父を除く)。
対象児童年齢 18歳に到達以後最初の3月31日まで(特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満)
手当額(月額) 前年の所得額や養育費に応じて決定します。

対象児童が 1人	全額支給	41,140円
	一部支給	9,710円~41,130円
対象児童が 2人	全額支給	46,140円
	一部支給	14,710円~46,130円

マークの説明



3人目以降は1人増えるごとに3,000円が加算されます。
○特別児童扶養手当 中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、又は父母に代わってその児童を育てている方に支給。
対象児童年齢 20歳未満
手当額(月額) 児童の障害の程度に応じて決定します。

対象児童 1人につき	1級	50,050円
	2級	33,330円

いずれの手当も請求された翌月分から支給。また、所得制限等支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。
☎ 児童扶養手当: 支援課第一係(☎371-7218)
特別児童扶養手当: 支援課第二係(☎371-7217)

国民健康保険、後期高齢者医療制度からののお知らせ
保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替をご利用いただくと、毎月保険料を納めに行く手間が省け、とても便利です。
必要書類
国保記号番号(後期高齢者医療制度の場合は被保険者番号と徴収番号)がわかるもの(納入通知書、領収書等)、預(貯)金通帳、口座の届出印
申請先
お取引のある金融機関、郵便局又は保険年金課の窓口
※本人名義以外の口座から引き落とすこともできます。
※口座振替により引落しされるのは、普通徴収の保険料のみです。特別徴収(年金からの引落し)による納付の方で、口座振替への変更をご希望の場合は、保険年金課へ口座振替の

申込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。
◆国民健康保険料の口座振替は、ハンコがなくても申込みできる場合があります
対象金融機関のキャッシュカードがあれば、ハンコ(口座の届出印)がなくても、簡単に口座振替の申込手続きができるというサービス(ペイジー口座振替受付サービス)を実施しています。ぜひご利用ください。

対象金融機関
京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、滋賀銀行、三菱東京UFJ銀行
※その他の金融機関は、これまでどおり、金融機関の窓口での申込手続きが必要です。
申込みに必要なもの
キャッシュカード、国保記号番号がわかるもの(納入通知書、領収書等)
申込場所 保険年金課
☎ 保険年金課資格担当(☎371-7252)

国民年金からのお知らせ
国民年金こんなときには届出を
日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者として加入していただく(第2号又は第3号被保険者の方は除く。)ことになっています。
次に該当する方で加入の届出がまだの方は、至急届出をしてください。
○20歳になったとき
○会社などを退職し、厚生年金保険又は共済組合等の資格を喪失したとき
○第3号被保険者が厚生年金保険又は共済組合等の加入者の扶養からはずれたとき
老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間や免除期間等をあわせて25年以上必要です。また、加入の届出をしなかったり、保険料を未納のままにしておくと、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなる場合があります。
☎ 保険年金課保険給付・年金担当(☎371-7254)

相談

(無料、秘密厳守)
場所 いずれも
区役所1階相談室

◆弁護士による法律相談を実施
日時 毎週水曜日(祝日を除く) 午後1時15分~3時45分
定員 先着7名(正午より区役所1階で整理券配布)
相談時間 1人20分程度
☎ 地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

◆行政書士による困りごと相談
日時 3月13日(木) 午後2時~4時
☎ 京都府行政書士会第5支部(☎351-1200)
地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

◆司法書士による登記・法律無料相談
日時 3月7日(金) 午後1時15分~3時45分
定員 先着8名(予約可、予約は京都司法書士会まで)
☎ 京都司法書士会(☎255-2566)
地域力推進室総務・防災担当(☎371-7163)

◆行政相談委員による相談所を開設
日時 2月24日(月) 午後1時30分~3時
☎ 総務省京都行政評価事務所(☎211-1100)
地域力推進室まちづくり推進担当(☎371-7170)

イベント・講座

梅小路公園
〒600-8835 下京区観喜寺町56-3 ☎352-2500

◆ウォーキング教室
日時 2月18日(火)、3月4日(火)
午前9時30分~(午前9時受付)
内容 じっくり身体づくりに取り組もう!
費用 無料 申込み 不要

◆樹木と対話する教室
日時 3月7日(金)午後1時30分~3時30分
内容 早春の草木について
費用 200円(朱雀の庭・いのちの森入園料として)
申込み 不要

◆プレイパーク
日時 2月22日(土)、3月8日(土)
午前10時~午後3時
内容 みんなで遊ぼう!
費用 無料 申込み 不要

下京青少年活動センター(ユースサービス下京)
☎314-5636 FAX 314-5640
Eメール shimogyo@ys-kyoto.org

対象: 市内に在住または通学・通学の方
申込み: 電話・FAX・Eメールで
◆KOBATY CUP (フットサル大会)
3名1チームで行うフットサル大会。
日時 3月16日(日)午後2時~6時
場所 センター スポーツルーム
対象 中学生~30歳までの方

定員 9チーム(1チーム3名以上5名まで)
(先着順)
費用 無料

◆トレーニングガイド参加者募集
豊富なマシンを使って、トレーニングしませんか? ガイダンスさえ受ければ開館時間にいつでもトレーニングができます。
日時 毎週木曜日 午後7時30分~9時
費用 ガイダンスは無料、施設使用料として中学生~30歳までの方300円/1回、31歳以上の方600円/1回

◆自習室あります
利用予約の入っていない部屋を自習室として提供します。詳しくはお問い合わせください。
日時 月曜日~土曜日(水曜日を除く): 午前10時~午後9時
日曜日・祝日: 午前10時~午後6時
対象 京都市内に在住または通学・通勤先のある中学生~30歳までの方
費用 無料 申込み 不要

下京図書館
〒600-8449 下京区新町通松原下る ☎351-8196

◆お楽しみ会
日時 2月22日(土)午前11時~
内容 ペープサート・西大路ふれあいキッズ
費用 無料 申込み 不要

◆テーマ別図書の展示と貸出し
2月 「みんなで走ろう!」「鬼」
3月 「芽生え」「ひな祭り」

◆特別展示 (エレベーター前ホール)
3月 「パンフレット展示(動物園・植物園 他)」

移動図書館「こじか号」巡回 ☎801-4196

日時 3月3日(月)午前10時~10時40分
場所 西大路小学校

下京老人福祉センター
〒600-8166 下京区花屋町室町西入 ☎341-1730

対象: 市内に在住の60歳以上の方

◆介護予防講座「ゆったりヨガ」
ゆっくりとした呼吸法とヨガのポーズで血行を促進し、アロマの香りでのリラックス効果を高めながら心とからだをほぐしましょう。
日時 3月3日(月)午前10時~11時30分
会場 センター和室
定員 25名 費用 無料
申込み 2月24日(月)午前9時30分に受付。
定員を超えた場合は抽選。
(電話・FAXでの申し込みはできません。)

◆介護予防講座「脳いきいき健康クラブ」
軽い体操とレクリエーションを通して転倒予防のトレーニングを行います。
日時 3月14日(金)午後1時30分~3時
会場 センター集会所
費用 無料
申込み 不要。上靴持参で直接会場へ